

通達甲（総. 企. 被相）第 2 号
平成 23 年 3 月 31 日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

犯罪被害者等早期援助団体等との連携による被害者支援の推進について

〔沿革〕 令和 元年 6 月 通達甲（副監. 総. 文. 審）第 25 号

令和 2 年 8 月 通達甲（副監. 総. 企. 被管）第 10 号

令和 3 年 3 月 通達甲（副監. 総. 企. 調）第 9 号改正

このたび、次により犯罪被害者等早期援助団体等との連携による被害者支援の推進について定め、平成 23 年 4 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 趣旨

犯罪により被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）が必要とする支援の内容は、精神的負担の軽減、日常生活を営む上での経済的支援等様々な分野に及んでおり、警察がその全てに対応することは困難であるため、犯罪被害者等早期援助団体及び一般援助団体との連携による被害者支援の推進について必要な事項を定めることにより、被害者等の要望に即した支援を行い、早期に被害の回復又は軽減を図るものである。

第 2 用語の定義

この通達における用語の意義は、次のとおりとする。

1 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法

律第36号。以下「支援法」という。)第23条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が犯罪被害者等早期援助団体(以下「早期援助団体」という。)として指定した法人をいう。

2 一般援助団体

早期援助団体以外の被害者等の支援を適切に行えると認められる機関・団体等をいう。

3 被害者情報

被害者等の氏名及び住所その他犯罪被害の概要に関する情報(捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利利益を不当に侵害するおそれのあるものを除く。)をいう。

4 連携担当者

警視庁指定被害者支援実施要領(平成12年3月14日通達甲(副監.総.企.被1)第3号)に規定する初期支援要員及び被害者連絡員(初期支援要員及び被害者連絡員が指定されていない場合は、被害に係る事件又は事故の捜査を担当する者のうち被害者等の支援を担当するもの)をいう。

5 情報受理担当責任者

支援法第23条第2項第2号又は第4号に規定する事業の実施を統括管理する者であり、被害者情報の受理について責任を負う早期援助団体の役員又は職員をいう。

6 情報受理担当者

情報受理担当責任者が被害者情報を受理する者として指定した者をいう。

7 犯罪被害相談員等

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第2号に規定する犯罪被害相談員、犯罪被害者等給付金申請補助員及び犯罪被害者直接支援員をいう。

第3 早期援助団体との連携要領

警察署長及び高速道路交通警察隊長(以下「署長等」という。)は、被害状況、被害者等の心身の状態等から判断し、早期援助団体による支援の必要性を認めた場合又は被害者等が早期援助団体による支援を希望する場合は、被害者等の同意を得た上で、被害者等が支援を希望する都道府県の早期援助団体に被害者情報を提供するものとする。

1 被害者情報の提供に係る被害者等への説明及び同意

連携担当者は、早期援助団体に被害者情報を提供する場合は、次の事項を説明した上で、口頭又は書面により被害者等の同意を得るものとする。この場合において、新たな被害者情報を提供する場合は、その都度、次の（１）の事項を説明した上で、被害者等の同意を得ること。

- (1) 早期援助団体に提供する被害者情報の内容
- (2) 被害者情報の提供は、被害者等が被害状況等を繰り返し説明することの精神的負担を軽減するとともに、早期援助団体の支援が速やかに受けられるように行うものであること。
- (3) 早期援助団体は、支援法第２３条第１項の規定に基づき公安委員会が指定した法人であること。
- (4) 早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、支援法第２３条第７項の規定により守秘義務が課せられていること。
- (5) 早期援助団体が行う支援事業の内容

2 被害者等が少年の場合の措置

連携担当者は、早期援助団体に被害者情報を提供する場合に、当該被害者情報に係る被害者等が少年であるときは、その保護者に前１の事項を説明した上で、口頭又は書面により早期援助団体に被害者情報を提供することの同意を得るものとする。

3 被害者等の同意を得た場合の措置

- (1) 提供する被害者情報に関する幹部の承認

連携担当者は、被害者等から同意を得た場合は、提供する被害者情報の内容について、警察署又は高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の当該被害者情報に係る事件又は事故の捜査を担当する警視又は警部の階級にある者（本署当番の時間帯に相当する時間帯にあつては、警察署においては本署当番責任者（島部警察署においては宿直責任者）、高速道路交通警察隊においては隊本部当番責任者）の承認を受けるものとする。

- (2) 早期援助団体への被害者情報の提供

連携担当者は、前(1)の承認を受けた後、速やかに早期援助団体の情報受理担当責任者又は情報受理担当者に対し、口頭又は書面により被害者情報を提供するものとする。

- (3) 提供した被害者情報のシステムへの登録

連携担当者は、前(2)により被害者情報を提供した場合は、その内容を被害者支援総合管理システム(以下「システム」という。)に登録し、別記様式第1号の「早期援助団体への被害者情報提供簿」を出力して、被害者情報提供の経緯を明らかにしておくものとする。

4 犯罪被害相談員等が警察署等を訪れた場合の措置

早期援助団体の犯罪被害相談員等が警察署等を訪れ被害者情報の提供を求めてきた場合など、被害者情報を直接提供する必要がある場合は、当該早期援助団体が交付した証票の提示を求め、当該犯罪被害相談員等が情報受理担当責任者又は情報受理担当者であるかを確認した上で、前1から3までの措置を行うものとする。

5 早期援助団体の支援状況の確認等

- (1) 連携担当者は、早期援助団体に被害者情報を提供した場合は、随時当該早期援助団体が行う支援の状況を確認し、その内容をシステムに登録するものとする。
- (2) 連携担当者は、前(1)により支援の状況を確認した結果、早期援助団体の支援活動が終了した場合は、別記様式第2号の「早期援助団体による支援活動実施経過票」を出力して、署長等の承認を受けるものとする。

第4 援助団体等との連携

署長等は、早期援助団体及び一般援助団体(以下「援助団体等」という。)の業務の円滑な運営を図るため、援助団体等が行う援助事業に関する都民への広報啓発活動、警察職員の派遣等による研修、援助団体等が主催する行事の後援その他の必要な便宜の供与について配慮するものとする。

第5 通知等

- 1 企画課長は、東京都の区域において支援事業を行う早期援助団体について、次に該当する場合は、それぞれに定める事項を署長等及び道府県警察本部長に通知するものとし、道府県警察本部長から早期援助団体の指定等の通知を受けた場合は、その内容を署長等に通知するものとする。

(1) 早期援助団体の指定があった場合

- ア 早期援助団体の名称及び住所並びに代表者氏名並びに指定年月日
- イ 早期援助団体が援助事業を行う事務所の名称及び所在地
- ウ 早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等
- エ 早期援助団体が行う援助事業の内容及び活動地域

オ 早期援助団体の情報受理担当責任者及び情報受理担当者の氏名及び連絡先

カ その他必要と認める事項

(2) 前(1)の事項に変更が生じた場合

ア 変更に係る事項

イ 変更年月日

(3) 早期援助団体に対し支援法第23条第5項に規定する改善命令が発せられた場合

ア 改善命令の内容及びその原因となる事実並びに命令年月日

イ 早期援助団体の名称及び住所並びに代表者氏名

(4) 早期援助団体の指定の取消しが行われた場合

早期援助団体の名称及び住所並びに代表者氏名並びに取消年月日

2 署長等は、早期援助団体に被害者情報を提供した場合は、速やかに企画課長（警視庁犯罪被害者支援室被害者相談係経由。以下同じ。）に電話で概要を通知するものとする。

3 署長等は、次に該当する場合は、速やかに企画課長に通知するものとする。

(1) 被害者情報を提供した早期援助団体から支援に対する協力要請があった場合又は早期援助団体が被害者情報に係る被害者等の支援活動を終了した場合

(2) 被害者情報を提供した早期援助団体から、当該被害者情報に係る被害者等の支援を他の援助団体等に引き継ぐため、署長等が提供した被害者情報を当該他の援助団体等に提供したい旨の相談があった場合

(3) 援助団体等の支援に関して、被害者等からの謝意、苦情等を把握した場合

(4) 援助団体等から業務の円滑な運営を図るため必要な便宜の供与の要請があった場合

登録番号

提供日時			
連携担当者	所属 階級	係 氏名	警電
早期援助団体 及び 情報受理 担当責任者 (担当者)	所在地 名称	電話番号	
	役職名	氏名	
犯罪により 被害を受けた者	住所	電話番号	
	氏名		
	生年月日	(歳)	性別
提供する被害者情報等	被害者等の 個人情報	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ()	
		住所	電話番号
	氏名		
	生年月日	(歳)	性別
被害の概要			
援助に当たり特に配慮すべき事項			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

登録番号

提供日時			
連携担当者	所属 階級	係 氏名	警電
早期援助団体 及び 情報受理 担当責任者 (担当者)	所在地 名称	電話番号	
	役職名	氏名	
犯罪により 被害を受けた者	住所	電話番号	
	氏名		
	生年月日	(歳)	性別
提供する 被害者情報等	被害者等の 個人情報	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ()	
		住所	電話番号
		氏名	
		生年月日	(歳) 性別
被害の概要			
援助に当たり特に配慮すべき事項			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

	確認日	支援状況
	確認者係	
	確認者氏名	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。